

## 【第2回】三者協議会の決定事項

項目	現在	民営化後
献立表の作成	栄養士	民営化前と同じ
献立表の発行	1歳児以下：2週間毎	民営化前と同じ
	2歳児以上：1ヶ月毎	民営化前と同じ
主食	2歳児以下：保育園が提供	民営化前と同じ
	3歳児以上：園児が持参	民営化前と同じ
副食費	2歳児以下：なし	民営化前と同じ
	3歳児以上：4,500円/月	民営化前と同じ
食器の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主にポリプロピレン</li> <li>・陶器</li> </ul>	民営化前と同じ
持参する物	2歳児以下：なし	民営化前と同じ
	3歳児以上：主食・箸・コップ	民営化前と同じ
給食時間	0歳児：10時30分～	民営化前と同じ
	1歳児：10時45分～	民営化前と同じ
	2歳児：11時00分～	民営化前と同じ
	3歳児：11時00分～	民営化前と同じ
	4歳児：11時30分～	民営化前と同じ
	5歳児：11時30分～	民営化前と同じ

<b>おやつ時間</b>	0歳児：14時30分～	民営化前と同じ	
	1歳児：14時30分～	民営化前と同じ	
	2歳児：14時45分～	民営化前と同じ	
	3歳児：14時45分～	民営化前と同じ	
	4歳児：15時00分～	民営化前と同じ	
	5歳児：15時00分～	民営化前と同じ	
<b>行事食</b>	保育園で主食・副食を提供	民営化前と同じ	
<b>園外保育の日</b>	お弁当を持参	民営化前と同じ	
<b>アレルギー対応</b>	保護者に「アレルギー疾患生活管理指導表」を年1回提出してもらう	民営化前と同じ	
	保護者に「確認同意書」を提出してもらう	民営化前と同じ	
	1歳児以下：保育園で完全対応	民営化前と同じ	
	2歳児以上：保育園で除去または代替食を持参	民営化前と同じ	
<b>宗教食対応</b>	保護者に「確認同意書」を提出してもらう	民営化前と同じ	
	1歳児以下：保育園で完全対応	民営化前と同じ	
	2歳児以上：保育園にて除去または代替食を持参	民営化前と同じ	
<b>土曜保育</b>	<b>給食</b>	2歳児以下：業者の調理パン、おやつ	民営化前と同じ
		3歳児以上：業者の調理パン、おやつ	民営化前と同じ
	<b>保護者負担</b>	2歳児以下：なし	民営化前と同じ
		3歳児以上：300円/回	民営化前と同じ

<p><b>食育</b></p>	<p>畑にて野菜を栽培し、収穫後に調理をする。  <b>【事例】</b>          ジャガイモを栽培し、茹でジャガイモにして食べる。</p>	<p>民営化前と同じ</p>
<p><b>給食だよりの発行</b></p>	<p>年4回</p>	<p><b>月1回（献立表の裏面を活用）</b></p>
<p><b>給食アンケート</b></p>	<p>年1回</p>	<p>民営化前と同じ</p>
<p><b>服装</b></p>	<p>マスク・三角巾・室内履き・白衣・エプロン（洗い物時は防水エプロン）</p>	<p>民営化前と同じ</p>
<p><b>特色</b></p>	<p>季節の食材を使用</p>	<p>民営化前と同じ</p>
	<p>天然だしを使用し薄味</p>	<p>民営化前と同じ</p>
	<p>加工された冷凍食品は使用しない</p>	<p>民営化前と同じ</p>
	<p>ミニトマト・うずらの卵・ぶどうは使用しない（誤飲防止のため）</p>	<p>民営化前と同じ</p>
	<p>6月から9月まではマヨネーズは使用しない（食中毒防止の為）          ※調味料として加熱した物は使用</p>	<p><b>卵不使用のマヨネーズを使用</b></p>